

# 国民年金 だより

ご存知ですか？  
こんなこと、  
あんなこと



引っ越しをしたときは年金の  
住所変更の届け出をお忘れなく

## 〈国民年金加入（納付）者〉

国民年金（第1号）の加入者が引っ越しをした場合は、引っ越し先の自治体で、国民年金の住所変更届を提出してください（住民票とは別に届出をする必要があります）。年金の納付書は、そのまま使用できます。

## 〈年金受給者〉

国民（厚生）年金の受給者が引っ越しをした場合、住民票の届け出と連動するようになっています。ただし、過去の届け出と住民票住所が異なっていた場合など、連動しないことがあります。

高知西年金事務所  
高知市旭町3-70-1  
☎088・875・1717  
市民課保険医療係  
☎42・1191

連動しているか確認したい人や、今後は連動させたいとお考えの人は、市民課保険医療係の窓口にお申し出ください。

## 納付督促・催告状について

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の申請者に対して、未納期間の納付督促・催告状が送付されること

## 年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日  
10月22日(水)・11月26日(水)

受付時間 午前10時～11時40分  
午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター  
2階会議室

※事前の予約はできません。  
相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。  
また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



とがあります。各種免除（猶予）申請の手続きをしてから、審査結果が確定するまでの間に保険料を納めていない場合、未納扱いになるためです。  
未納状態では、病気や事故により障がいを負ったとき、障がい年金の請求ができなくなります。

これらのことが起きないためにも、各種免除（猶予）申請をしている人であっても、審査結果が確定するまでの間は保険料を納付することをお勧めします。

免除申請手続き以降に納付された年金保険料については、各種免除（猶予）確定後に、確定した結果に応じた金額が還付されます。

## 医療保険だより



医療機関での領収書は  
大切に保管してください

医療機関や薬局は、医療費の内容の分かる領収書を発行するようになっています。領収書は、皆さんが医療費を支払った大切な証拠書類であり、高額療養費の請求や、確定申告において医療費控除を受けの際の添付資料として必要になります。  
国民健康保険の高額療養費の払い戻しにおいては、領収書の添付が無いと払い戻しを受けられなかったり、算定で不足する領収書の分が減額されたりすることがあります。  
ご注意ください。

市民課 保険医療係

☎42・1191

## 人間ドック・健康診断実施

高知県市町村職員共済組合短期人間ドック  
全国健康保険協会管掌生活習慣病予防健診（財）日本医療機能評価機構認定病院

- 外科 ●内科 ●整形外科 ●脳神経外科 ●眼科
- 消化器内科 ●消化器外科 ●肛門科 ●循環器内科
- 耳鼻咽喉科(金) ●泌尿器科(火) ●神経内科(火)
- 皮膚科(金) ●リハビリテーション科 ●人間ドック



医療法人・五月会

# くろしお病院

〒785-8501 高知県須崎市緑町4番30号  
TEL (0889) 43-2121 (代)  
FAX (0889) 42-1582